ですか? ?

消 費税率引き上 対策

設備額計算 の特 係る税制措 例

置

税理士米田 税理士事務所 米田正美中小企業診断士 (青葉区錦町) 貴光

氏

を区分して消費税額を計算します。 が困難な場合に限り、 算する特例が認められています。 を軽減税率の対象か、 軽減税率制度では、 中小事業者が区分して計算すること 標準税率の対象か 簡便的な方法で計 売り上げと仕入れ しか

売上税額の計算の特例

なす特例が選択できます。 事業者は、一定割合を軽減税率対象とみ 上げを税率ごとに区分することが困難な 5000万円以下の中小事業者で、 までの4年間、 今年10月1日から2023年9月30 基準期間の課税売上高が 売り

①以外の事業者

〈軽減売上割合〉 通常の連続する10営日の軽減税率対象商

目の課税売上 (税込

通常連続する

10営業日の課税売 (税込)

10日間の軽減税率

象商品の売上割合か 年間実績を推計

①小売等軽減仕入割合の特例

可能な制度です。 率毎に区分することが困難な場合に選択 軽減税率対象となる消費税額を計算しま 税率対象品目の仕入額の占める割合で、 入れを税率毎に区分できるが、 小売業を営む中小事業者が、 仕入総額のうち、 売上を税 軽減

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者: 2019年10月1日から4年間(2023年9月30日まで) ※上記以外の事業者:選択不可

仕入れを区分できる

卸売・小売事業者

〈小売等軽減仕入割合〉 卸売業・小売業に係る 軽減税率品目の売上に のみ要する課税仕入

(税込)

卸売業・小売業に係る 課税仕入 (税込)

仕入額の軽減税率対象

割合を売り上げに当て

②軽減売上割合の特例

選択可能期間

対象者

軽減税率

売上割合の

計算方法

考え方

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者:

2019年10月1日から1年間(2020年9月30日まで)

売上額の軽減税率対象割

合を仕入れに当てはめる

占める軽減税率対象品目の割合として計 の課税売上額の割合を、 課税売上総額に占める軽減税率対象品目 な制度です。 業者であれば、業種の限定なく適用可能 軽減税率対象商品を取り扱う中 通常の連続する10営業日の その売り上げに 小事

仕

入税額計算の特例

5000万円以下の中小事業者で、

仕入

選択可能期間

対象者

軽減税率

売上割合の

計算方法

考え方

・を税率ごとに区分することが困難な事

日

今

车 10

月1日から2020

年9月30

の1年間、

基準期間の課税売上高が

③両方とも困難な場合

税額計算をすることが認められています。 に軽減税率対象品目を販売する中小事業 先述の①、 売り上げの割合を50%と推計して ②の計算が困難であ ŋ 主

	③ ①②の計算が 困難な事業者	
業品)	<u>50</u> 100	
対ら	売り上げの 50%を軽減税 率対象と推定	1

②簡易課税制度の届出の特例

※上記以外の事業者:選択不可 売り上げを区分できる 卸売・小売事業者 ①の計算が困難な事業者 〈簡易課税制度の届出の特例〉 〈小売等軽減仕入割合〉 簡易課税制度を適用しようとす 卸売業・小売業に係る る課税期間中に、消費税簡易課 軽減税率品目の課税売上 税制度選択届出書を提出し、同 (税込) 制度を適用することが可能。 ※特例を適用する場合、消費税 卸売業・小売業に係る 簡易課税制度選択届出書は、 課税売上(税込) 2019年7月1日から提出可能。

①小売等軽減売上割合の特例 業者が選択可能な特例です

率ごとに区分できるが、仕入れを区分す 易課税適用事業者を除き、売り上げを税 ることが困難な場合に選択可能な制度で 卸売、小売業を営む中小事業者が、 簡

選択届出書」を提出することで、 する課税期間中に) 1年間、 今年10月1日から2020年9月30日 簡易課税の適用を受けようと 「消費税簡易課税制度 提出し

固経営支援チーム 恒265-8127

課税期間中の届出で 簡易課税制度を選択可能

支援の対象は、2019年9月30日まで となります。 よるレジやシステムの導入・改修に係る に購入契約が完了しているものが条件 国による軽減税率対策補助金制度に

|月16日(消印有効)までとなっていま 補助金の申請受付期限は2019 費用負担を

となります た課税期間から簡易課税制度を選択可能

設備投資を支援する税制措置

減税率制度対応のために設備投資を行 際に活用可能な税制措置があります。 投資促進税制など、設備投資などをした ス業、農林水産業活性化税制や中小企業 に場合にも利用可能です。 税額計算の特例以外にも商業、 サー

門家へ相談することがポイントとなりま 例の適用や制度活用は選択の幅がある 導入にあたって、 ため、自身での選択が難しく、 特例や税制措置があります。これらの しょう。 しながら、 今回説明したように、 商工会議所の窓口相談などを活用 計画的に準備を進めていきま さまざまな税額計算の 軽減 **税率制** 早めに専

申請はお早めに!軽減税率対策補助金などの

抑えられるこのタイミングで導入するで 導入の必要性等を確認し、 税率に対応可能か、モバイルPOSレジ すので、店頭で使用しているレジが軽減 とをおすすめします。